

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて

令和元年10月より開始された、介護職員等特定処遇改善加算に基づく賃金改善の具体的な取り組みを、下記のとおり行っています。

1. 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

介護福祉士資格取得のための対策として、勉強会の時間を確保し実施しています。介護福祉士資格取得を促し、実務経験1年以上の介護職員に対し、実務者研修の受講料を法人で負担しています。

各種資格および研修の情報を職員に提供し、資格取得を促進しています。

2. 両立支援・多様な働き方の推進

子育てや介護等と仕事の両立を目指す職員のための休業制度等を実施しています。職員サポート制度を活用し、職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間制度を導入しています。

有休取得率100%残業ゼロを目標にして、環境の整備に取り組んでいます。

働き方や子育て等、悩みごとの相談窓口を設置し対応しています。

3. 生産性向上のための業務改善の取組

タブレット端末等のICT活用およびセンサー等の導入による業務量の縮減を図っています。

ホスピタリティ委員会を中心に5S活動等の実践による職場環境の整備を実施しています。

賃金改善を行う賃金項目及び方法

1. 介護職員処遇改善加算

支給対象となる介護職員に、5月末日に賞与として支給します。

(支給額は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定)

2. 介護職員等特定処遇改善加算

次の条件を満たす介護職員を「経験・技能のある介護職員」とし、具体的な支給額は人事評価を考慮して決定します。

- ① 介護職員として勤続10年以上
- ② 介護福祉士の資格を有する者
- ③ 人事評価が1以上である者

支給対象となる職員に、5月末日に賞与として支給します。

(支給額は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定)